

表 彰 規 程

第一条 規約第四十五条の規定にもとづきこの規程を定める。

第二条 表彰は左の名号による。

- 一．記念品および慰労金の贈呈
- 二．組合葬の執行または弔慰金の贈呈
- 三．その他適当と認められた方法

第三条 規約第四十五条の功労があったときは、組合員は誰でもその旨を執行委員会に具申することができる。

第四条 前条の具申があったとき、または執行委員会が、その功労があることを知ったときは、執行委員会はその事実を調査し、表彰の有無を決定する。

第五条 表彰は前条の決定した後の直近の大会で行うものとする。

第六条 表彰された者は、非組合員となった場合でも特に執行委員会の決定がないかぎり、引続き組合の行う福利厚生活動に参加できる。

第七条 第二条二号による場合の前各条の手続きは、事後直近の大会へ報告することでよいものとする。但し、執行の決定は支部代表者（各支部一名）と執行委員会で行うものとする。

第八条 この規程の施行細則は自治労神奈川県本部表彰規程を基準に執行委員会で定める。

第九条 この現捏の改廃は中央委員会の議決によって行う。

附 則

この規程は 1965 年 11 月 20 日より実施する。

附 則

この規程は 1976 年 5 月 20 日より実施する。